

## 凡例

- 一、本篇には、現存する菊池謙一・幸子夫妻の往復書簡のうち、一九四四年五月から翌一九四五年五月までのものを、およそ日付順に翻刻・排列した。一部省略した箇所もある。
- 一、書簡一通ごとに標題を付し、発受信者および当該手紙文が書かれた年月日を明記した。手紙が書かれた日は特定できないが、封筒に日付けが記されていたものについては、「〳日付け」と標記した。また消印の日付けが読みとれる場合は、「〳日の消印」と付記した。
- 一、原文の翻刻にあたっては、便宜上、次のように改めた。
- ① 原文中の旧字体ないし俗字による漢字は、原則として常用漢字にあるものは新字体で、常用漢字にないものは元のまま記載した。
- ② 句読点については、適宜加除した。段落についても同様に、適宜変更を加えた。
- ③ 誤字・脱字・衍字や意味不明の箇所は、傍注で正しい文字を示すか、(ママ)(脱)(衍)などとした。これらの傍注に疑念が残るものについては、(カ)とした。ただし同じ誤字などが繰り返される場合は、原則として一通ごとに初出のみ指摘するにとどめた。
- ④ 原文中の塗末や末梢は、原則としてその箇所を示すことはせず、訂正された文字がある場合は、本文中の該当箇所記入した。用箋の欄外の加筆なども、本文中の適当と思われる箇所に書き入れた。
- ⑤ 判読できない文字があった場合は、その字数を推定して□□で示し、当該文字をおよそ推測しうるものについては、その推測を傍注で示した。
- ⑥ 原文中の文字に付されたルビは、必要なものに限定して記載した。この場合のルビは( )でくくられておらず、

その点で（ ）内に記された傍注と区別しうる。

⑦原文中の文字に付された傍点・強調印は、「、」「・」「○」「◎」など多様だが、原則として「、」に統一した。

⑧文の切れ目を示すため、行間に付された「×」「○」などの記号は、初出の一九四四年五月二三日記の書簡をのぞき、原則として省略した。

一、手紙文中に登場する人物の氏名のうちには、「K」「YM」「S子」などと記載し、これを特定できないように配慮した個所がある。ただし原文で「F」「Tさん」などとイニシャル表記されていたものについては、傍注に（原文）と記して、編者による作偽でないことがわかるようにした。

一、編者による注記については、該当個所のすぐあとの（ ）内に、「編者注」と断わったうえで記入するか、あるいは該当個所に「※」印を付し、その書簡の末尾に一段下げて記載するかした。いずれの場合も、編者による注記の文字は、ポイントを落して印刷した。これにたいし原文にあった（ ）内の注記は、本文と同じポイントの文字で印刷しており、両者は明瞭に区別できる。

一、手紙文中には、身体障害者などにたいする差別的な表現を含むものもあるが、不当な差別や偏見の歴史を、科学的に究明するのに資するためにも、本篇ではそのまま掲載した。